

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第 9 号）

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

1 次のとおり上京保健センターの位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地

変更後の位置 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴い、同法附則第2条各項の規定により支援給付を受ける者に対して、引き続き、使用料又は手数料を徴収しないこととする措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、2に関する部分は平成26年10月1日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 9 号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付」を加える。

別表上京保健センターの項中「京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地」を「京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)